（農地法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の農地法施行令（以下「旧農地法施行令」という。）の規定によりされている申請書の提出で、同条の規定の施行の日において当該申請書の提出に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の農地法施行令（以下「新農地法施行令」という。）の適用については、新農地法施行令の相当規定によりされた申請書の提出とみなす。

2　第一条の規定の施行前に旧農地法施行令の規定により地方公共団体の機関に対し送付をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその送付がされていないものについては、これを、新農地法施行令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して送付をしなければならない事項についてその送付がされていないものとみなして、新農地法施行令の規定を適用する。

（農産物検査法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定の施行前に農産物検査法の規定によりされた命令等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又は同条の規定の施行の際現に同法の規定によりされている申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後においては、同日において新たに当該行政事務を行うこととなる者（以下「新事務執行者」という。）のした処分等の行為又は新事務執行者に対して行った申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第五条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の項中「第四十二条第二項各号」を「第四十三条第二項各号」に改める。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第六条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（農産物検査に係る登録検査機関の登録又は変更登録で課税するものの範囲）

第十五条の二　法別表第一第八十六号㈠に規定する政令で定めるものは、農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二条第五項（登録検査機関の登録）の登録で、農産物検査法施行令（平成七年政令第三百五十七号）第五条第一項（都道府県が処理する事務）の規定により都道府県知事が行うこととされる事務（同項第二号に係るものに限る。）に係るもの以外のものとする。

2　法別表第一第八十六号㈡に規定する政令で定めるものは、農産物検査法第十七条第四項第四号（登録事項）の登録の区分の増加に係る同法第十九条第一項（変更登録）の変更登録で、農産物検査法施行令第五条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務（同項第六号に係るものに限る。）に係るもの以外のものとする。

3　法別表第一第八十六号㈢に規定する政令で定めるものは、農産物検査法第十七条第四項第三号の農産物の種類又は同項第五号の区域の増加に係る同法第十九条第一項の変更登録で、農産物検査法施行令第五条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務（同項第六号に係るものに限る。）に係るもの以外のものとする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　西川　公也
内閣総理大臣　安倍　晋三

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百六号

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十二月二十四日とする。

法務大臣　上川　陽子
環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣　安倍　晋三

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百七号

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第百十七号を次のように改める。

百十七　中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）

第九条の四第七十四号を次のように改める。

七十四　中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）

（自衛隊法施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改める。

一　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）別表第十第六十三号

二　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）第四号

三　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条第四十六号及び第三十条第十五号

四　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）第十六条第十五号